

### 障がい者週間(12月3日～9日)

障害者基本法では、国民が障がい者福祉への関心と理解を深め、障がい者の社会参加を促進するために12月3日～9日を障がい者週間と定めています。

栃木県では、障害者差別解消法についてのパンフレットを作成し、保健センター窓口を設置・配布しています。この機会に是非ご覧ください。

問健康福祉課 ☎(57)4172

### もしも…の時のために 「安全・安心見守りネットワーク」

もしも…の時のために、「安全・安心見守りネットワーク」に登録して、あなたのことを地域の人に知っておいてもらいませんか。登録すると、地域の人から日常的な見守りを行っていただけます。あなたのことを知っている人が増えれば、災害時に支援を受けられる可能性が高くなります。

- ① 65歳以上の単身世帯の方、または65歳以上のみの世帯の方
- ② 介護保険制度における要介護3、4、5の認定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
- ④ 療育手帳A1・A2をお持ちの方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ⑥ その他、支援を必要とされる方

#### 【登録方法】

申請書を記入のうえ、健康福祉課に提出してください。  
※まずは、健康福祉課社会福祉係(☎(57)4196)までお問合せください。

#### 【地域の方にお知らせする内容】

氏名・生年月日・性別・住所・電話番号(緊急連絡先)・支援が必要な理由等

#### 【地域への情報提供】

申請書に記入していただいた情報を、地域自治組織(区・自治会)、自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護・福祉サービス事業所、警察署、消防機関など、必要な関係機関に提供します。

※ただし、災害の状況により、避難等の支援が行えない場合があります。ご了承ください。

◎町では、見守り協力員(見守ってくれる人)も随時募集しています。詳しい事は健康福祉課までお問合せください。

問健康福祉課 ☎(57)4196

### おれんじカフェ

「おれんじカフェ」とは認知症の方やその介護をされている方など、誰でも気軽に利用いただける憩いの場です。日頃の悩みや思いなどを同じ立場の人たちと共有しませんか。

☎12月20日(月)14時～15時※途中退出可

所ひまわり館 定先着15名 料無料

容オーラルフレイルについての講話

☎12月6日(月)から電話または町保健センター窓口まで  
※感染症拡大などの状況により、中止になる場合があります。

※感染症予防のため会場内での飲食不可  
(飲み物の提供は行いません)

問健康福祉課 ☎(57)4173

### 野木町消費生活センターからの お知らせ

#### 〈ゆたんぽを安全に正しく使用しましょう!〉

ゆたんぽによる事故は、12月から2月にかけて多く発生しています。これは、寒くなるにつれ、ゆたんぽの使用機会も多くなることによるものと予想されます。ゆたんぽにはいくつか種類があり、それぞれ注意点が異なりますので、以下の点を守り、取扱説明書や注意表示をよく読んで使用しましょう。

- ① 使用前によく点検し、亀裂や破損がないか確認しましょう。製品の異常に気付いたら使用を中止しましょう。
- ② 製品ごとに指定された加熱方法、加熱時間を守って加熱しましょう。
- ③ 長時間身体に接触させないようにしましょう。また、就寝時に布団を温めるため使用する際は、就寝前に布団から出しましょう。
- ④ ご家庭にあるゆたんぽがリコール対象になっていないか確認しましょう。

#### 〈年末年始、餅による窒息事故にご注意ください!〉

餅による窒息事故が毎年起きています。特に高齢者は、かむ力や飲み込む力が弱くなり、窒息事故のリスクが高まるため、一層の注意が必要です。

餅は、あらかじめ食べやすい大きさに、小さく切っておきましょう。餅を食べる前にお茶や汁物を飲んで、のどを潤しておくといでしょう。ゆっくりかんで、唾液と混ぜ合わせて食べることが大切です。高齢者と一緒に食事をする際は、注意を払いましょう。

問野木町消費生活センター ☎0280(23)1333  
産業課 ☎(57)4238